

2-10. 被災者生活支援【被災者生活対策部】

組 関 係		時 刻	本 部 関 係	
担当	行動内容		担当	行動内容
全員	1. 自身及び家族の安全を守る初動対応を実施する。 2. 安全を確認した上で所定の一時避難場所に集合する。 ※防災アクションプラン参照	震災発生 ↓ 1 時間程度	部長 副部長  部長	1. 初動対応を実施し、本部(市民館)に集合する。 2. 出動人員の安全と被災状況の確認 3. 地区災害対策本部、会議に出席し情報収集する。
		震災発生 ↓ 24 時間程度	部長  部長 副部長 部員  部長  部長 副部長 部員	1. 全部員に召集をかける。 集合できた人員の確認と役割分担を実施する。 2. 市民館内に被災者生活支援所開設の準備を行う。 (正式な指定避難所は富士松南小であるが、避難所に行かない在宅・車中避難の泉田地区の被災者を対象に被災者生活支援所*を設置する。) * 市民館内の被災者生活支援所:以後 生活支援所と略す 3. 泉田地区被災者マップの準備。マップは生活支援所に掲示する。 4. 備蓄生活支援物資の確認(備蓄倉庫から水、非常食、簡易トイレ等を生活支援所に運ぶ。各 500 個程度) 5. 情報部より世帯調査表を入手し、各組毎の被災状況を災害マップに記入する。井戸水提供者もマップ上に記入。 6. 泉田地区のインフラ状況(電気、ガス、上下水道 他)の確認を市役所に行なう。下水が使用不可の場合は水洗トイレ使用禁止の連絡を町内に行なう。 7. 避難所(富士松南小)との連絡を取るため連絡員を指名する。 8. 避難所(富士松南小)へ連絡員を派遣し、避難所の状況及び泉田地区の避難者の状況を確認し、部長に連絡する。 部長は随時本部に報告する。 9. 井戸水提供者の被災状況と井戸水提供可否を確認する。

2-10. 被災者生活支援【被災者生活対策部】(つづき)

組 関 係		時 刻	本 部 関 係	
担当	行動内容		担当	行動内容
責任者 責任者 補佐	1. 組の被災者に避難所登録票を記入してもらい、まとめて生活支援所に提出する。(在宅、車中避難者も要提出) ⇒避難所登録票はあらかじめ各世帯に配布しておくが良い 2. 被災者生活対策部部員と共に組内を回り、被災状況を確認する。	2 日  3 日	部長 副部長 部員	1. 災害マップ上で被害が多い組の状況を順次確認しに行く。 災害状況と必要物資の確認を行い、生活支援所本部に掲示する。 2. 緊急支援物資(水、非常食、簡易トイレ等)を供給できる体制を作る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急支援物資の在庫確認とリスト作り</li> <li>・ 緊急支援物資配布先のリスト作り(災害マップにより災害の大きい所を優先)</li> <li>・ 緊急支援物資の在庫管理(部長は在庫管理者を数名指名する)</li> <li>・ 供給体制作り⇒生活支援所に受付を作り、支援物資を供給出来るようにする。(供給した人は確実にリストに記入して管理する。)</li> </ul> 3. 避難所登録票の収集と提出 避難所から支援物資等を供給してもらうため避難所登録票を提出する必要あり。(在宅、車中避難者も要提出) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者が記入した登録票を組長経由で生活支援所に提出                              ⇒ 内容確認後コピーを取り、連絡員が指定避難所(富士松南小)の本部に提出する。</li> <li>・ 被害が多い組は組長と共に被災世帯を回り登録票を回収する。</li> </ul>

2-10. 被災者生活支援【被災者生活対策部】(つづき)

組 関 係		時 刻	本 部 関 係	
担当	行動内容		担当	行動内容
責任者 責任者 補佐	1. 組内で支援物資が必要な場合は市民館の生活支援所まで連絡する。	4日以降	部長	1. 本部対策会議に出席し、生活支援状況や指定避難所の状況を報告し会議内での情報を適時部員に展開する。
			部長 副部長 部員	2. 生活対策部の対応会議を毎日開催し(部長、副部長出席)、各自情報の共有と支援の緊急度の確認を行う。緊急度に従って施策を協議し実施する。 また必要に応じて下記施策を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅、車中避難者の状況確認(町内見回り)</li> <li>・ 支援物資の補給⇒ 連絡員を通じて指定避難所(富士松南小)から物資の供給を受ける</li> <li>・ 炊き出しの実施(婦人会、赤十字)</li> <li>・ 井戸水の供給</li> <li>・ インフラ情報の提供</li> </ul> 3. 指定避難所(富士松南小)への連絡員は毎日避難所の状況を確認し、部長に報告する。また生活支援所から指定避難所への要望等があればこれを連絡し対応する。 4. 生活支援所は 本部の指示にて閉鎖解散する。